

特定非営利活動法人 ケアサポート善徳 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ケアサポート善徳 という。

第2条

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都目黒区に置く

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高齢者やその家族及び生活困窮者が安心して生活するために必要な生活支援事業を行うとともに、全ての人々が豊かに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 地域安全活動
- (3) 人権の擁護または平和の推進を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 高齢者や生活困窮者、社会的弱者の見守り及び孤独死対策事業
- ② 生活支援事業
- ③ 身元保証及び成年後見制度に基づく事業
- ④ 高齢者、終末期高齢者及び介護家族の生きがいを支援する事業
- ⑤ 高齢者の介護施設入居支援及びその周辺事業
- ⑥ 遺品や土地家屋の処理を支援する事業
- ⑦ 死後事務処理、葬儀、埋葬、納骨、墓に関する支援事業
- ⑧ 認知症やフレイル状態の予防、啓発を支援する事業

⑨ 情報提供事業

⑩ その他目的を達成する為の事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納し、督促にも応じなかったとき

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人

(2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 3 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全

員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
 - (4) 事業計画及び予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び決算
 - (6) 入会金及び会費の額
 - (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。）
- その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
 - (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月末日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会にて決議した者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の

議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	諸多美佐
理事	西広海
理事	野地数正
監事	菊地康雄

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から翌年3月末日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず成立の日から翌年3月末日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員 入会金 1,000円 年会費 1,200円
- (2) 賛助会員 入会金 1,000円 年会費 1,200円

役員名簿

（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 ケアサポート善徳

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

☒ 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）☒ 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役 名 (どちらかに○)	(フリガナ) 氏 名		報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
1	理事・監事	モロタミサ 諸多 美佐		有・無	理事長
2	理事・監事	ニシヒロウミ 西 広海		有・無	理事
3	理事・監事	ノジカズマサ 野地 数正		有・無	理事
4	理事・監事	キクチャスオ 菊地 康雄		有・無	監事
5	理事・監事			有・無	
6	理事・監事			有・無	
7	理事・監事			有・無	
8	理事・監事			有・無	
9	理事・監事			有・無	
10	理事・監事			有・無	

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 ケアサポート善徳

1 事業実施の方針

高齢者やその家族及び生活困窮者等が安心して生活できる地域づくりを目指し、見守り、生活支援、相談対応等の体制整備及び周知活動を行う。あわせて、高齢者の介護や生活上の課題に対し、必要な支援につなげられるよう事業基盤を整備する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)実施予定日時 (B)実施予定場所 (C)従事者予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 (単位：千円)
① 高齢者や生活困窮者、社会的弱者の見守り及び孤独死対策事業	地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、民生委員等と連携し、対象者宅への訪問や電話・メール等により体調や安否の確認を行う。	(A) 随時 (B) 対象者宅等 (C) 1名	(D) 高齢者、生活困窮者、社会的弱者等 (E) 不特定多数	5
② 生活支援事業	主に介護保険適用外の日常生活上の支援や、必要に応じた入居施設等の情報提供・紹介を行う。	(A) 随時 (B) 対象者宅等 (C) 1名	(D) 高齢者、生活困窮者等 (E) 不特定	5
③ 身元保証及び成年後見制度に基づく事業	施設利用時等に身元保証人がいない方への身元保証に関する支援や、成年後見制度を必要とする方への制度利用支援等を行う。	(A) 随時 (B) 当該事務所等 (C) 1名	(D) 支援を必要とする高齢者等 (E) 不特定	10
④ 高齢者、終末期高齢者及び介護家族の生きがいを支援する事業	高齢者、終末期高齢者及び介護家族が豊かな生活を送るため、楽しみや趣味に関する機会の提供、イベント等を行う。	(A) 本年度は実施予定なし (B) — (C) —	(D) — (E) —	0
⑤ 高齢者の介護施設入居支援及びその周辺事業	高齢者が介護施設等へ入居する際の手続、移動、荷物の運搬その他入居に伴う生活上の支援を行う。	(A) 随時 (B) 入居先、対象者宅等 (C) 1名	(D) 施設入居を希望する高齢者等 (E) 不特定	10
⑥ 遺品や土地家屋の処理を支援する事業	遺品整理や土地家屋の処理が必要な者に対し、必要に応じて専門業者、不動産業者等の情報提供・紹介その他の支援を行う。	(A) 随時 (B) 事務所、対象物件等 (C) 1名	(D) 支援を必要とする高齢者等 (E) 不特定	10
⑦ 死後事務処理、葬儀、埋葬、納骨、墓に関する支援事業	死後の公共料金等の停止、行政機関への届出等の死後事務、葬儀、埋葬、納骨及び墓に関する支援を行う。	(A) 随時 (B) 事務所等 (C) 1名	(D) 支援を必要とする高齢者等 (E) 不特定	10
⑧ 認知症やフレイル状態の予防、啓発を支援する事業	認知症やフレイル状態の予防に関する運動・学習機会の提供や、予防・啓発活動を行う。	(A) 本年度は実施予定なし (B) — (C) —	(D) — (E) —	0

⑨ 情報提供事業	ホームページ、ニュースレター等を活用し、高齢者等の生活支援や当法人の活動に関する情報提供・啓発を行う。	(A) 本年度は実施予定なし (B) — (C) —	(D) — (E) —	0
⑩ その他目的を達成するための事業	法人の目的を達成するため、必要に応じて前各号に関連する事業を企画・実施する。	(A) 本年度は実施予定なし (B) — (C) —	(D) — (E) —	0

※事業名は定款第5条に記載した事業名と一致させています。

設立次年度の事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人 ケアサポート善徳

1 事業実施の方針

設立当初に整備した事業基盤を踏まえ、定款に定める各事業を着実に実施する。高齢者やその家族及び生活困窮者等に対する支援を充実させるとともに、地域の関係機関等との連携及び情報発信を進め、当法人の活動を地域社会に広く周知する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)実施予定日時 (B)実施予定場所 (C)従事者予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 (単位：千円)
① 高齢者や生活困窮者、社会的弱者の見守り及び孤独死対策事業	地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、民生委員等と連携し、対象者宅への訪問や電話・メール等により体調や安否の確認を行う。	(A) 随時 (B) 対象者宅等 (C) 2名	(D) 高齢者、生活困窮者、社会的弱者等 (E) 不特定多数	50
② 生活支援事業	主に介護保険適用外の日常生活上の支援や、必要に応じた入居施設等の情報提供・紹介を行う。	(A) 随時 (B) 対象者宅等 (C) 2名	(D) 高齢者、生活困窮者等 (E) 不特定	350
③ 身元保証及び成年後見制度に基づく事業	施設利用時等に身元保証人がいない方への身元保証に関する支援や、成年後見制度を必要とする方への制度利用支援等を行う。	(A) 随時 (B) 当該事務所等 (C) 1名	(D) 支援を必要とする高齢者等 (E) 不特定	350
④ 高齢者、終末期高齢者及び介護家族の生きがいを支援する事業	高齢者、終末期高齢者及び介護家族が豊かな生活を送るため、楽しみや趣味に関する機会の提供、イベント等を行う。	(A) 隔月 (B) 公民館等 (C) 1名	(D) 高齢者、終末期高齢者、介護家族等 (E) 不特定	50
⑤ 高齢者の介護施設入居支援及びその周辺事業	高齢者が介護施設等へ入居する際の手続、移動、荷物の運搬その他入居に伴う生活上の支援を行う。	(A) 随時 (B) 入居先、対象者宅等 (C) 1名	(D) 施設入居を希望する高齢者等 (E) 不特定	350
⑥ 遺品や土地家屋の処理を支援する事業	遺品整理や土地家屋の処理が必要な者に対し、必要に応じて専門業者、不動産業者等の情報提供・紹介その他の支援を行う。	(A) 適時 (B) 事務所、対象物件等 (C) 1名	(D) 支援を必要とする高齢者等 (E) 不特定	200
⑦ 死後事務処理、葬儀、埋葬、納骨、墓に関する支援事業	死後の公共料金等の停止、行政機関への届出等の死後事務、葬儀、埋葬、納骨及び墓に関する支援を行う。	(A) 適時 (B) 事務所等 (C) 1名	(D) 支援を必要とする高齢者等 (E) 不特定	500
⑧ 認知症やフレイル状態の予防、啓発を支援する事業	認知症やフレイル状態の予防に関する運動・学習機会の提供や、予防・啓発活動を行う。	(A) 月1回程度 (B) 地域包括支援センター、公民館等 (C) 2名	(D) 地域住民、高齢者等 (E) 不特定	500

⑨ 情報提供事業	ホームページ、ニュースレター等を活用し、高齢者等の生活支援や当法人の活動に関する情報提供・啓発を行う。	(A) 月 1 回程度 (B) 事務所、ホームページ等 (C) 2 名	(D) 地域住民、高齢者、その家族等 (E) 不特定多数	500
⑩ その他目的を達成するための事業	法人の目的を達成するため、必要に応じて前各号に関連する事業を企画・実施する。	(A) 必要に応じて (B) 事務所その他必要な場所 (C) 1 名	(D) 法人の目的に沿う支援対象者 (E) 不特定	0

※事業名は定款第 5 条に記載した事業名と一致させています。

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 ケアサポート善徳 （単位：円）

科 目	内 容	金 額
I 経常収益		
1 受取会費		
	正会員入会金・年会費等	22,000
	受取会費計	22,000
2 受取寄附金		
	受取寄附金	0
3 受取助成金等		
	受取助成金等	0
4 事業収益		
	生活支援・身元保証等の事業収益（見込）	38,000
	事業収益計	38,000
5 その他収益		
	その他収益	0
	経常収益計（A）	60,000
II 経常費用		
1 事業費		
	（1）人件費	
	役員報酬	0
	人件費計	0
	（2）その他経費	
	旅費交通費	15,000
	通信運搬費	15,000
	印刷製本費	10,000
	消耗品費	20,000
	その他経費計	60,000
	事業費計	60,000
2 管理費		
	（1）人件費	
	役員報酬	0
	給料手当	0
	人件費計	0
	（2）その他経費	
	その他経費	0
	管理費計	0
	経常費用計（B）	60,000
	当期経常増減額（A）－（B）	0
III 経常外収益		
	経常外収益計	0
IV 経常外費用		
	経常外費用計	0
	税引前当期正味財産増減額	0
	法人税、住民税及び事業税	0
	当期正味財産増減額	0
	前期繰越正味財産額	0
	次期繰越正味財産額	0

※役員報酬は現時点で金額未定のため、当初予算では0円としています。事業費計60,000円は設立初年度事業計画書の事業費合計と一致させています。事業収益38,000円は収支均衡のための見込額です。

令和9年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 ケアサポート善徳 （単位：円）

科 目	内 容	金 額
I 経常収益		
1 受取会費		
	正会員入会金・年会費等	12,000
	受取会費計	12,000
2 受取寄附金		
	受取寄附金	0
3 受取助成金等		
	受取助成金等	0
4 事業収益		
	生活支援・身元保証等の事業収益（見込）	2,838,000
	事業収益計	2,838,000
5 その他収益		
	その他収益	0
	経常収益計（A）	2,850,000
II 経常費用		
1 事業費		
	（1）人件費	
	役員報酬	0
	人件費計	0
	（2）その他経費	
	業務委託費	1,100,000
	旅費交通費	450,000
	通信運搬費	350,000
	印刷製本費	200,000
	消耗品費	250,000
	会議費・会場費	300,000
	その他事業経費	200,000
	その他経費計	2,850,000
	事業費計	2,850,000
2 管理費		
	（1）人件費	
	役員報酬	0
	給料手当	0
	人件費計	0
	（2）その他経費	
	その他経費	0
	管理費計	0
	経常費用計（B）	2,850,000
	当期経常増減額（A）－（B）	0
III 経常外収益		
	経常外収益計	0
IV 経常外費用		
	経常外費用計	0
	税引前当期正味財産増減額	0
	法人税、住民税及び事業税	0
	当期正味財産増減額	0
	前期繰越正味財産額	0

	次期繰越正味財産額	0
--	-----------	---

※役員報酬は現時点で金額未定のため、当初予算では0円としています。事業費計2,850,000円は次年度事業計画書の事業費合計と一致させています。事業収益2,838,000円は収支均衡のための見込額です。

設 立 趣 旨 書

1 設立趣旨

現代社会は高齢化及び高齢者の要介護化が進んでおり、同時に家族関係が希薄になる者、孤独に陥る者も増加しております。また、高齢者や要介護者、またその家族を見ると、家族の中だけではなく社会からも孤立していく傾向が見受けられます。

そこでこの法人は高齢者、要介護者やその家族、生活困窮者などが安心して生活できるだけでなく、より豊かな生活を送れるよう定期的な見守りや家族会の呼びかけ、イベントの開催などを通じて生活の質を高めるための事業を行い、高齢化社会に寄与することを目的とし設立します。

しかしこの活動は個人や団体の枠を超えた大きな、かつ一過性で終わらせないための長期的な視野に立った公益的な活動として継続の必要があり、高齢者、要介護者やその家族、生活困窮者だけでなく誰もが生き生きとした生活を送ることができる環境づくりを実現するために法人を立ち上げますので、皆様のご理解と幅広いご支援をお願いいたします。

2 申請に至るまでの経過

設立代表者は、福祉事業を運営する中で、高齢者や要介護者、その家族、生活困窮者が抱える様々な課題や、地域社会とのつながりの希薄化による孤立の現状を目の当たりにしてきました。その経験を通じて、制度やサービスだけでは解決できない課題に対し、見守り活動や交流の場づくり、地域住民や関係機関と連携した継続的な支援の必要性を強く感じるようになりました。

こうした活動をより公益性の高いものとして継続・発展させるため、関係者との協議及び設立準備を進め、このたび特定非営利活動法人の設立を申請するに至りました。

令和8年 7月 21日

特定非営利活動法人
設立代表者

氏 名

ケアサポート善徳

諸多 美佐
